

知財リスクの軽減と再上市

【INPIT 滋賀県知財総合支援窓口】

企業情報

有限会社西川技建工業

所在地	滋賀県長浜市		
ホームページ URL	https://tokuehome.com/		
設立年	1996 年	業 種	建設業
従業員数	9 人	資本金	-

企業紹介

当社は、地域密着型の工務店としてリフォーム事業を立ち上げ、戸建て住宅から店舗設計・施工・不動産業まで、1 万棟にも及び多くのお様から信頼を頂きました。時代の変化にも対応しながら「滋賀の暮らし」に着目し、ご家族が安全で快適に幸せに暮らせる家づくりの「暮らし方」を提案しています。また、地元で頑張る経営者様の「お店づくり」を通して、イメージをカタチに変える感動のリノベーション工事を応援しています。

相談のきっかけ

同社は、平屋家屋を施工していますが、第三者から意匠権、商標権に基づく侵害警告が届き、①先方に謝罪して、②自社のウェブサイトや SNS から家屋の画像を削除し、また、③自社のブランドとして使用の「ひら家」も取りやめました。しかし、それでよかったのか、また、できれば、ウェブサイト等に家屋の画像を復活させたいとの相談を長浜市商工会にしたところ、INPIT 滋賀県知財総合支援窓口を紹介されたのが発端でした。

支援概要

侵害警告を受けた商標権、意匠権の権利範囲に、同社の商標の使用、建物での実施が含まれているかの判断手法に関して、専門家（弁理士）とともに説明しました。

一旦、前記支援が終了した後、前記第三者から「SNS 等での商標の使用、建物での実施が見受けられる」との再度の警告が、同社宛てにあったということで、再度、より詳細に権利範囲に含まれるかの判断手法について、専門家（弁理士）とともに支援するとともに、「権利者が強硬に権利主張した際の抑止の意味合いもあり、特許庁に判定請求するのの一つの方法である」ことを助言しました。



支援成果

同社は、前記支援を受けたことをきっかけに、当窓口の事業外にて、判定請求を民民契約で弁理士に依頼して特許庁に手続を行いました。

約半年後、特許庁からは、いずれも権利範囲に属しないとの判定を受領し、再度、ウェブサイトと SNS から家屋の画像を復活させました。また、ブランドについては、権利者との争いのないよう、より一般的に使用されている「平屋」を使用して、自社の平屋建築のサービスについて、再上市し、問題なく建築事業を行っています。

企業コメント

唐突に意匠・商標登録侵害の連絡が届き驚きました。慌て動揺していたときに同窓口をご紹介いただきました。「弁理士」さんに丁寧な説明をしていただきました。後日、中立・公正な専門官庁である特許庁に判定請求したことで、将来への不安を払拭できました。

特許庁から、「意匠の範囲に属しない。」「商標権の範囲に属しない。」判定を頂いたときは、飛び跳ねるほどの喜びでした。

支援担当者コメント（氏名：有元幸郎）



同社においては、商標権、意匠権について無縁と考えられていたと思いますが、今回の件で、知的財産権の重要性を認識していただきました。再上市した平屋以降の建物においても、第三者の知的財産権を確認する仕組みを支援できたらと考えています。